３　第一号被保険者、第二号被保険者又は国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者である個人型年金加入者は、第三号被保険者となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一・二　（略）

４　第一号被保険者、第二号被保険者又は第三号被保険者である個人型年金加入者は、国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一　第一項第一号から第五号までに掲げる事項

二　六十歳以上の者にあっては、法第六十二条第二項各号に該当しない旨

三　前二号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

５　（略）

（個人型年金運用指図者の申出）

**第五十二条**　法第六十二条第一項の規定による申出（個人型年金運用指図者が行うものに限る。）は、次に掲げる個人型年金運用指図者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一　（略）

二　第二号被保険者である個人型年金運用指図者

イ・ロ　（略）

ハ　六十歳以上の者にあっては、法第六十二条第二項各号に該当しない旨

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

三　第三号被保険者である個人型年金運用指図者

イ　第一号イ、ロ及びホに掲げる事項

ロ　イに掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

四　国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者である個人型年金運用指図者

イ　第一号イからホまでに掲げる事項

ロ　六十歳以上の者にあっては、法第六十二条第二項各号に該当しない旨

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

２　（略）

（個人型年金加入者等原簿）

**第五十五条**　法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　個人型年金加入者の厚生年金保険又は国民年金の被保険者資格の種別

三～八　（略）

（削る）

２・３　（略）

（個人型年金加入者等帳簿）

**第五十六条**　法第六十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、当該個人型記録関連運営管理機関の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一～十　（略）

３　第一号被保険者又は第二号被保険者である個人型年金加入者は、第三号被保険者となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一・二　（略）

（新設）

４　（略）

（個人型年金運用指図者の申出）

**第五十二条**　個人型年金運用指図者は、個人型年金加入者となろうとするときは、次に掲げる個人型年金運用指図者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出するものとする。

一　（略）

二　第二号被保険者である個人型年金運用指図者

イ・ロ　（略）

（新設）

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

（新設）

（新設）

２　（略）

（個人型年金加入者等原簿）

**第五十五条**　法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　（略）

二　個人型年金加入者の国民年金の被保険者資格の種別

三～八　（略）

九　第七十条第五項の規定により通知された内容

２・３　（略）

（個人型年金加入者等帳簿）

**第五十六条**　法第六十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、当該個人型記録関連運営管理機関の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一～十　（略）